

退職給付金事業 会計処理の手引き

2019年4月1日改正

目 次

1. はじめに	2
2. 用語の解説	3
3. 共済会退職給付金事業の概要	4
4. 共済会退職給付金事業に関する会計処理	
1) 会計処理の基本的な考え方	5
2) 会計処理事例	
《掛金の徴収・納付》	8
《決算処理》	9
《異動処理》	10
《退職処理》	
(1) 退職給付金が会員掛金累計額と同額の場合	12
(2) 退職金が事業主掛金累計額を下回る場合	13
(3) 退職金が事業主掛金累計額と同額の場合	15
(4) 退職金が事業主掛金累計額を上回る場合	16
(5) 退職金の給付制限がされた場合	18
5. Q&A（よくある質問および回答）	19
6. 退職給付金事業・共済会業務についてのお問合せ先	20

1. はじめに

一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会(以下「共済会」という)が実施している退職給付金事業は、支給率や算定方法の違いはありますが、各都道府県においても実施されています。

しかし、昭和63年に税務当局より、共済会は、所得税法施行令第73条(特定退職金共済団体の要件)に規定する特定退職金共済団体に該当しない旨の見解が出され、①共済会が会員に直接支給する退職給付金は退職所得ではなく一時所得であること、②退職給付金のために負担いただいている事業主掛金は、毎月共済会に納付した時点において、会員の給与所得とみなされ、源泉徴収義務が生じる、との指摘を受けました。

そこで、共済会では、この課税問題に対し研究委員会を設置し検討を重ね、その結果に基づき、課税問題をクリアするための会計処理の手引きを作成し、その手引きに則った会計処理をお願いしてきました。

その後、この会計処理の手引きは、平成12年度に「社会福祉法人会計基準」が適用されたことに伴う改正、平成25年度に「社会福祉法人新会計基準」が発出されたことに伴う改正、平成28年度に共済会の業務運営規程が改正されたことに伴う改正を行ってきました。

さて、今般、共済会の退職給付金制度改正に伴う業務運営規程が改正されることに伴い、再度の改正が必要となりました。内容をご確認の上、引き続き適切な処理をしていただきますようお願いします。

2. 用語の解説

- 退職給付金事業 : 業務運営規程第2条第1項第1号の退職給付金に関する
共済事業
- 会員 : 業務運営規程第3条第1項第8号の会員
- 事業主 : 業務運営規程第3条第1項第5号の共済契約者
- 加入期間 : 業務運営規程第27条の退職給付金算出の基礎となる会員
であった期間。但し、会員が休職し又は停職し掛金を納付
しなかった期間は算入しない。
- 共済会 : 一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会
- 退職給付金 : 会員が退会したとき、「退職給付金支払請求書」に基づき
事業主に共済会が給付するもの
- 退職金 : 共済会から受けた退職給付金のうち、事業主が「退職金支
給規程」に基づき会員に支払うもの

3. 共済会退職給付金事業の概要

共済会退職給付金事業とは、事業主及び会員が掛金を共済会に納付することにより、会員の退会時に加入期間に応じた退職給付金を共済会が事業主に給付するというものです。

掛金は、会員となった日の属する月から退会する日の属する月まで原則として毎月納付する必要があります。掛金の負担は、事業主及び会員の折半となります。

会員掛金は、会員が退会したとき、退職給付金の一部として事業主経由で会員に給付されます。加入期間が短い場合などで、退職給付金が会員掛金累計額に満たない場合は、会員掛金累計額が退職給付金となります。

事業主掛金は、事業主が退職金の財源とするため共済会に積立てて運用しているいわゆる積立資産であり、会員が退会した場合は、退職給付金の一部として事業主へ送金されます。加入期間が短い場合は、事業主掛金累計額に満たない金額が送金されることもあります。事業主は、その受入額を事業主の「退職金支給規程」に基づく退職金として会員(退職者)に給付します。退職金は、会員の退職所得として課税対象となります。

退職給付金は、事業主及び会員の請求に基づき、事業主の指定する金融機関の預貯金口座へ振込まれます。

共済会退職給付金事業においては、あくまでも退職金支払主体は事業主であり、退職金支払いに伴う会計処理並びに税務上要請されている手続きは、事業主が実施することとなります。事業主としては、「退職金支給規程」を整備する必要があります。

4. 共済会退職給付金事業に関する会計処理

1) 会計処理の基本的な考え方

・ 共済会の退職給付金事業にかかる会計処理は、事業主掛金のみなし給与課税を避けて、退職時に給付される退職金を退職所得として認めてもらうための方法です。事業主が支払った掛金は、貸借対照表に資産(退職給付引当資産)として計上し、事業主が退職金の支払に備えて資金を外部で運用している形式を取ります。事業主掛金を資産計上しないと、事業主掛金は給与所得と判断され、所得税や住民税などの課税対象となる可能性があります。

また、退職時には、退職金が退職所得ではなく一時所得として課税される可能性があります。

・ 社会福祉法人会計基準は、損益計算の考え方を導入しています。退職給付金事業においては、各年度において事業主が負担することとなる退職給付債務の当期発生額を、事業活動計算書において退職給付費用として計上し、各年度における事業活動の成果が正しく表示されるように会計処理を行うことが必要となります。

また、この会計処理により各年度期末における退職給付債務の累計額が、貸借対照表に負債(退職給付引当金)として計上されることとなります。

・ 退職給付引当資産および退職給付引当金の額は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 21 退職給付について」における原則的な方法により算出します。

・ 会計処理は、原則として、人件費負担のある拠点区分・サービス区分ごとに行います。

《 参 考 》

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」

2 1 退職給付について

(3) 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理

ア 共済契約者である社会福祉法人

退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。

なお、簡便法として、期末退職金要支給額(約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができるものとする。

2) 会計処理事例

【共済太郎さんの事例】

会員氏名 : 共済 太郎
 標準給与月額 : 180,000 円
 加入年月日 : 2019 年 4 月 1 日
 掛金区分 : 通常掛金

年(西暦) 月日	2020 3/31	2023 3/31	2023 9/30	2024 3/31	2028 3/31	2029 3/31	2039 3/31	2039 9/30
	1 年後	4 年後	4 年 6 か月後	5 年後	9 年後	10 年後	20 年後	20 年 6 か月後
支給率	0.500	0.520	0.530	0.540	0.800	1.000	1.090	1.103
標準給与 月額	180,000	201,000	209,000	209,000	244,000	253,000	330,000	336,000
掛金月額	9,200	10,250	10,650	10,650	12,400	12,850	16,700	17,000
事業主掛金 累計額	55,200	233,400	265,350	297,300	578,700	655,800	1,564,860	1,615,860
会員掛金 累計額	55,200	233,400	265,350	297,300	578,700	655,800	1,564,860	1,615,860
掛金累計額	110,400	466,800	530,700	594,600	1,157,400	1,311,600	3,129,720	3,231,720
退職給付金	55,200	242,736	281,271	321,084	925,920	1,311,600	3,411,395	3,564,588
退職給付 引当金	0	9,336	9,336	23,784	347,220	655,800	1,846,535	1,846,535
退職金	0	9,336	15,921	23,784	347,220	655,800	1,846,535	1,948,728

《掛金の徴収・納付》

- ・ 共済会への毎月掛金額は、毎年度4月に認定し、年度途中に変更することはできません。4月に認定した掛金額が1年間適用されます。但し、施設間異動時に掛金区分を変更した場合は掛金額が変わります。

・ 掛金の計算方法

通常掛金 : 標準給与月額 × 50 / 1000 + 200
 2倍掛金 : 標準給与月額 × 100 / 1000 + 200

* 共済太郎さん(1年目)の場合

通常掛金 : $180,000 \times 50 / 1000 + 200 = 9,200$ 円 (事業主・会員それぞれ 4,600 円負担)
 2倍掛金 : $180,000 \times 100 / 1000 + 200 = 18,200$ 円 (事業主・会員それぞれ 9,100 円負担)

[注意点]

- ・ 掛金の円単位は、10円単位へ切上げ(例: 12,733円 → 12,740円)
- ・ パートの場合は、日給 × 21日 で標準給与額を算出
- ・ ホームページでも、計算ができます。

<http://www.gifuwel-kyousai.or.jp/shiori/shisan.html>

① 毎月の掛金を会員から徴収した時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
4,600	現金預金	○月分共済会掛金 会員分	職員預り金	4,600

② 毎月の掛金を事業主の掛金と合算し、共済会へ納付した時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
4,600	職員預り金	○月分共済会掛金 会員分	現金預金	9,200
4,600	退職給付 引当資産	○月分共済会掛金 事業主分		

[資金収支計算書特有の仕訳]

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
4,600	退職給付 引当資産支出	○月分共済会掛金 事業主分	支払資金	4,600

《決算処理》

- ・年度末に、退職給付引当金を計上します。
- ・共済会では、退職給付引当金を、決算時点において会員本人が「退職したら」給付される退職給付金から会員掛金累計額を差し引いた金額としています。

* 共済太郎さんの場合(10年後・2029年3月31日)

当年度末の退職給付引当金額	655,800 円
前年度末の退職給付引当金額	<u>347,220 円</u>
差額(当年度要引当額)	308,580 円

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
308,580	退職給付費用	○年度分共済会退職給付引当金繰入額	退職給付引当金	308,580

[資金収支計算書特有の仕訳]

仕訳なし

《異動処理》

(1) 同一法人内で施設を異動した場合

* 共済太郎さんが同一法人の他施設(他拠点区分)へ5年後の2024年4月1日に異動

異動時における事業主掛金累計額(退職給付引当資産) 297,300円
 異動時における退職給付引当金計上額 23,784円

【異動前の施設】

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
23,784	退職給付引当金	共済太郎分共済会掛金等 異動処理	退職給付引当資産	297,300
273,516	拠点区分間 固定資産 移管費用	共済太郎分共済会掛金等 異動処理		

[資金収支計算書特有の仕訳]

仕訳なし

異動した会員の退職給付引当資産と退職給付引当金とを相殺します。退職給付引当資産と退職給付引当金との差額は、「拠点区分間固定資産移管費用」で処理します。退職給付引当資産が退職給付引当金より少ない場合は、「拠点区分間固定資産移管収益」となります。なお、資金の変動はありませんので資金収支計算書特有の処理は必要ありません。

【異動後の施設】

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
297,300	退職給付引当資産	共済太郎分共済会掛金等 異動処理	退職給付引当金	23,784
		共済太郎分共済会掛金等 異動処理	拠点区分間 固定資産 移管収益	273,516

[資金収支計算書特有の仕訳]

仕訳なし

異動した会員の退職給付引当資産と退職給付引当金とを受入れます。退職給付引当資産と退職給付引当金との差額は、「拠点区分間固定資産移管収益」で処理します。退職給付引当資産が退職給付引当金より少ない場合は、「拠点区分間固定資産移管費用」となります。なお、資金の変動はありませんので資金収支計算書特有の処理は必要ありません。

(2) 県内で共済会に加入(加入予定も含む)している別法人へ異動した場合

* 共済太郎さんが別法人の施設へ5年後の2024年4月1日に異動

異動時における事業主掛金累計額(退職給付引当資産) 297,300円
 異動時における退職給付引当金計上額 23,784円

【異動前の施設】

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
23,784	退職給付引当金	共済太郎分共済会掛金等 異動処理	退職給付引当資産	297,300
273,516	その他の特別損失	共済太郎分共済会掛金等 異動処理		

〔資金収支計算書特有の仕訳〕

仕訳なし

異動した会員の退職給付引当資産と退職給付引当金とを相殺します。退職給付引当資産と退職給付引当金との差額は、特別増減の部で処理します。退職給付引当資産が退職給付引当金より少ない場合は、「その他の特別収益」となります。なお、資金の変動はありませんので資金収支計算書特有の処理は必要ありません。

【異動後の施設】

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
297,300	退職給付引当資産	共済太郎分共済会掛金等 異動処理	退職給付引当金	23,784
		共済太郎分共済会掛金等 異動処理	その他の特別収益	273,516

〔資金収支計算書特有の仕訳〕

仕訳なし

異動した会員の退職給付引当資産と退職給付引当金とを受入れます。退職給付引当資産と退職給付引当金との差額は、特別増減の部で処理します。退職給付引当資産が退職給付引当金より少ない場合は、「その他の特別損失」となります。なお、資金の変動はありませんので資金収支計算書特有の処理は必要ありません。

(3) 県外もしくは共済会未加入法人へ異動した場合

異動ではなく、退職扱いとなります。

《退職処理》

(1) 退職給付金が会員掛金累計額と同額の場合

* 共済太郎さんが加入後1年で退職した場合(2020年3月31日 退職)

退職給付金(掛金累計額 110,400 円×支給率 0.500)	55,200 円
退職金	0 円
事業主掛金累計額(退職給付引当資産)	55,200 円
会員掛金累計額	55,200 円
当年度末退職給付引当金額	0 円

退職給付金の受け取り時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
55,200	現金預金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	預り金	55,200
55,200	雑損失	共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付 引当資産	55,200

[資金収支計算書特有の仕訳]

仕訳なし

退職金・会員掛金累計額の支払い時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
55,200	預り金	共済太郎分 会員掛金分	現金預金	55,200

[資金収支計算書特有の仕訳]

仕訳なし

(2) 退職金が事業主掛金累計額を下回る場合

《その1：期末日退職のケース》

* 共済太郎さんが加入後4年で退職した場合(2023年3月31日 退職)

退職給付金(掛金累計額 466,800 円×支給率 0.520)	242,736 円
退職金	9,336 円
事業主掛金累計額(退職給付引当資産)	233,400 円
会員掛金累計額	233,400 円
当年度末退職給付引当金額	9,336 円

退職給付金の受け取り時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
242,736	現金預金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	預り金	233,400
224,064	雑損失	共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付 引当資産	233,400

[資金収支計算書特有の仕訳]

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
9,336	支払資金	共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付引当 資産取崩収入	9,336

退職金・会員掛金累計額の支払い時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
233,400	預り金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	現金預金	242,736
9,336	退職給付 引当金	共済太郎分退職処理 退職金分		

[資金収支計算書特有の仕訳]

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
9,336	退職給付支出	共済太郎分退職処理 退職金分	支払資金	9,336

《その2：期中退職のケース》

* 共済太郎さんが加入後4年6か月で退職した場合(2023年9月30日 退職)

退職給付金(掛金累計額 530,700 円×支給率 0.530)	281,271 円
退職金	15,921 円
事業主掛金累計額(退職給付引当資産)	265,350 円
会員掛金累計額	265,350 円
前年度末退職給付引当金額	9,336 円

退職給付金の受け取り時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
281,271	現金預金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	預り金	265,350
249,429	雑損失	共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付 引当資産	265,350

[資金収支計算書特有の仕訳]

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
15,921	支払資金	共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付引当 資産取崩収入	15,921

退職金・会員掛金累計額の支払い時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
265,350	預り金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	現金預金	281,271
9,336	退職給付 引当金	共済太郎分退職処理 退職金分		
6,585	退職給付費用	共済太郎分退職処理 退職金分		

[資金収支計算書特有の仕訳]

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
15,921	退職給付支出	共済太郎分退職処理 退職金分	支払資金	15,921

(3) 退職金が事業主掛金累計額と同額の場合

* 共済太郎さんが加入後 10 年で退職した場合(2029 年 3 月 31 日 退職)

退職給付金(掛金累計額 1,311,600 円×支給率 1.000)	1,311,600 円
退職金	655,800 円
事業主掛金累計額(退職給付引当資産)	655,800 円
会員掛金累計額	655,800 円
当年度末退職給付引当金額	655,800 円

退職給付金の受け取り時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
1,311,600	現金預金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	預り金	655,800
		共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付 引当資産	655,800

[資金収支計算書特有の仕訳]

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
655,800	支払資金	共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付引当 資産取崩収入	655,800

退職金・会員掛金累計額の支払い時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
655,800	預り金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	現金預金	1,311,600
655,800	退職給付 引当金	共済太郎分退職処理 退職金分		

[資金収支計算書特有の仕訳]

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
655,800	退職給付支出	共済太郎分退職処理 退職金分	支払資金	655,800

(4) 退職金が事業主掛金累計額を上回る場合

《その1：期末日退職のケース》

* 共済太郎さんが加入後20年で退職した場合(2039年3月31日 退職)

退職給付金(掛金累計額 3,129,720円×支給率 1.090)	3,411,395円
退職金	1,846,535円
事業主掛金累計額(退職給付引当資産)	1,564,860円
会員掛金累計額	1,564,860円
当年度末退職給付引当金額	1,846,535円

退職給付金の受け取り時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
3,411,395	現金預金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	預り金	1,564,860
		共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付 引当資産	1,564,860
		共済太郎分退職処理 事業主掛金分運用益	雑収益	281,675

[資金収支計算書特有の仕訳]

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
1,846,535	支払資金	共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付引当 資産取崩収入	1,564,860
		共済太郎分退職処理 事業主掛金分運用益	雑収入	281,675

退職金・会員掛金累計額の支払い時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
1,564,860	預り金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	現金預金	3,411,395
1,846,535	退職給付 引当金	共済太郎分退職処理 退職金分		

[資金収支計算書特有の仕訳]

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
1,846,535	退職給付支出	共済太郎分退職処理 退職金分	支払資金	1,846,535

《その2：期中退職のケース》

* 共済太郎さんが加入後 20 年 6 か月で退職した場合 (2039 年 9 月 30 日 退職)

退職給付金(掛金累計額 3,231,720 円×支給率 1.103)	3,564,588 円
退職金	1,948,728 円
事業主掛金累計額(退職給付引当資産)	1,615,860 円
会員掛金累計額	1,615,860 円
前年度末退職給付引当金額	1,846,535 円

退職給付金の受け取り時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
3,564,588	現金預金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	預り金	1,615,860
		共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付 引当資産	1,615,860
		共済太郎分退職処理 事業主掛金分運用益	雑収益	332,868

〔資金収支計算書特有の仕訳〕

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
1,948,728	支払資金	共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付引当 資産取崩収入	1,615,860
		共済太郎分退職処理 事業主掛金分運用益	雑収入	332,868

退職金・会員掛金累計額の支払い時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
1,615,860	預り金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	現金預金	3,564,588
1,846,535	退職給付 引当金	共済太郎分退職処理 退職金分		
102,193	退職給付費用	共済太郎分退職処理 退職金分		

〔資金収支計算書特有の仕訳〕

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
1,948,728	退職給付支出	共済太郎分退職処理 退職金分	支払資金	1,948,728

(5) 退職給付金の給付制限がされた場合

* 共済太郎さんが加入後 10 年で業務運営規程第 30 条に該当し、退会することとなった場合(2029 年 3 月 31 日 退職)

退職給付金(=会員掛金累計額)	655,800 円
退職金	0 円
事業主掛金累計額(退職給付引当資産)	655,800 円
会員掛金累計額	655,800 円
当年度末退職給付引当金額	655,800 円

退職給付金の受け取り時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
656,800	現金預金	共済太郎分退職処理 会員掛金分	預り金	656,800
656,800	雑損失	共済太郎分退職処理 事業主掛金分	退職給付 引当資産	656,800
656,800	退職給付 引当金	共済太郎分退職処理 引当金戻入	退職給付 引当金戻入益	656,800

[資金収支計算書特有の仕訳]

仕訳なし

会員掛金累計額の支払い時

借方		摘要	貸方	
金額	科目		科目	金額
656,800	預り金	共済太郎分 会員掛金分	現金預金	656,800

[資金収支計算書特有の仕訳]

仕訳なし

※ 上記の会計処理事例は、通常掛金の場合の例示ですが、2倍掛金の場合も同様の科目によって処理をすることとなります。

5. Q&A（よくある質問および回答）

Q 1 退職後、本人と連絡が取れません。どうしたらよいでしょうか？

A 1 退職給付金の請求は、退会後5年以内です。その間に本人と連絡が取れ次第、退職金の請求をしてください。なお、5年以上経過してからの退職給付金の請求は、業務運営規程第32条により、退職給付金受給権が消滅しますので退職給付金の請求はできません。

また、退職給付金請求前であっても、掛金を停止する必要がありますので、加入者退会報告書に記入の上、退職月翌月10日までに共済会へ提出してください。

Q 2 共済会提示の勘定科目が本施設（社協）において設定がありませんが、どうしたらよいでしょうか？

A 2 共済会提示の科目が設定されていない場合は、新たに科目設定をする、または、共済会提示科目と同種性格の科目を利用する、のいずれかにより処理してください。

6. 退職給付金事業・共済会業務についてのお問合せ先

一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福社会館

電話番号 058-273-1111
(内線 2520・2525・2529)

直通電話 058-275-5508

F A X 058-275-5508 (直通電話と同じ)

E-M a i l kyousai@ninus.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <https://www.gifuwel-kyousai.or.jp/>

* 平日のみ 月～金 午前8時30分から午後5時15分まで